

議長（黒沢義久君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

22番立原正一君の発言を許します。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 22番立原正一でございます。発言通告順に，私見と既報告を引用して一般質問をいたします。

茨城県は，5月下旬までに県内市町村の2009年度当初予算（普通会計）の概況をまとめ，公表されました。内容は，全市町村を合わせた予算規模は，前年度比1.6%増の9,607億8,700万円と2年連続で前年度を上回った。一方で，景気悪化による企業収益の大幅な落ち込みを反映し，地方税は4.3%減と6年ぶりのマイナスとなったということでございます。歳入不足を補うための各種基金の取り崩し額は，15.2%増の343億5,800万円に達し，多くの市町村が厳しい予算編成を強いられている。結果として，2009年度は44市町村すべてが総合予算を編成したこととなったと。ほかにも細かく見ると，歳入では企業収益を反映する市町村民税法人税割が景気後退で32.4%，149億3,400万円の大幅ダウン。一般財源総額は前年度当初を0.7%下回ったこと等を見ても税収の期待は全く持てないと考え，税収の少ない本市としては，税収を上げるために何をなすべきかを真剣に考える時期も限界に来ていることを申し上げて質問に入ります。

初めに1，平成20年度税収の動向について。

平成21年度5月31日は，20年度末の収支の決算期日と伺っております。冒頭で茨城県の状況に触れ，期待できない現状であると申し上げましたが，当市の動向が非常に気になることから次の2つを伺います。1つ，税収の動向全体的に考えて。2つ，税収の代表的税名別 これは市民税，固定資産税，たばこ税の動向についてを伺いいたします。

次に，2つ，平成21年度税収の動向について。

本件については，21年度が開始寸前であり唐突過ぎるのではないかと受け取れますが，お金の歳入がなければ使うことができませんことをご承知のとおりであり，結果として補正予算という便利な行政法と申すまいでしょうか，自治法281条に決められております。補正予算は，従来は追加または更正をすることから「追加更正予算」とも言っていたそうであります。したがって，予算の調整後の必要によって，既定予算の費目を削減したり減額したりするところから，財源の必要性の考察と財源の確保が必要不可欠となります。そこで，平成20年度税収の動向から判断しての全体的な傾向推移の動向についてを伺います。

次に3，当市職員の勤務時間管理と人件費について。

常陸太田市例規類集第4編人事 これは常陸太田市就業規則であります，その中の第2条のサービスの根本基準に，「すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し，かつ職務の遂行に当たっては，全力を挙げてこれに専念しなければならない」とあります。しかし，私のところに届いている当市住民の方たちからのご意見を申し上げますと，前段読み上げた第2条サービスの根本基準はだれのためにあるのかを考えてしまいます。そこで，行政自体の勤務時間の管理

運営について2つを伺います。

1つ、勤務時間内に喫煙室、売店または銀行に出ている人がいることについてであります。住民のご意見といたしまして、「勤務時間内に喫煙室へたばこを吸いに行く人がおり、1回行くと20分から30分くらい帰ってこない。この方にはやめていただくか給料を減額しないとおかしいのではないか」、また、「勤務時間内に市役所売店、銀行に行きカードを利用している人を見ているが、職員の中には見ている人もいるが何も言わない様子だ」等が言われて、「たばこを吸わない人、売店、銀行に行かない人のことを考えていないのですかね」とだめ押しをされております。当市の管理体制と人件費の使われ方のシステムはどのようになっているのかを伺います。

2つ、議会開催時、議会本会議室裏の控室に各課長、補佐等がたくさんいるが、人件費を考えるともったいないということも言われております。このことについてであります。住民のご意見といたしまして、「議会開催時、控室にいる方たちの時間給を考えたら、派遣労働者雇用をたくさんできる。率先して改革を図るべきではないか」等と厳しく言われております。控室にいる方たちの処遇と住民の声についてのご所見を伺います。

次に4、都市計画推進の動向についてであります。

本件は、当市349号バイパス道周辺の地権者宅に開発事業等の目的による行為として、各種のアンケート等ほかの問い合わせが入っており、地権者は高齢者等が多く混乱をしている等が言われております。そのところから次の2つを伺います。

1つ、開発事業者等の調査の実情の現状についてであります。2つ、それらの今後の動向についてであります。

次に5、当市公共事業入札参加資格申告時の対応についてであります。

本件は、以前からも問い合わせ等がありましたが、今回は2つの項目についてをお伺いいたします。

1つ、各種公共事業入札参加資格申告時の対応。これは、各種資格証の添付等についての有無の確認であります。その対応についてを伺います。

2つ、平成19年度当市公共事業落札者の中に、入札資格証書の有無確認をしたかしないかの可否についてであります。本件については、平成21年1月23日請求、代表請求者、常陸太田市上利員町749番地、木村徳二様より、常陸太田市長大久保太一氏あてに調査請求が提出されました。その中に、疑義根拠の1つに挙げております平成19年4月15日から同年11月16日までの期間、約8カ月について、事業者としての入札参加資格証書（茨城県知事の旅行業の登録）がなかった。登録を受けたのは平成19年11月21日だということを提示し、旅行業法第3条の違反行為と指摘されておりますが、この真実はどのようなことなのか。指摘事項が正確であるならば、1つ、どうして発生したのか。事業者名はどちらなのか。ミスが発覚した時点で手を打っているものと考えますが、現状はどのようになっていますか。2つ、平成19年度の入札参加資格申告時に資格の有無確認をしたか否か。また、漏れたならばその理由は何か。3つ、資格が入手できなかった事業者へ営業させて、車両借り上げ代金の支払いが完了していることの結果を行政としてはどのように判断をするのか。4、車両借り上げ代金の行方、これは大切な税

金であります。これらの行方と責任の所在はどのようにすることが適正なのか。もし、営業実行中に事故等のトラブルが発生した場合、重大問題となったと同時に行政の責任は重大であると考察をいたします。上記真実はいかがかを含みまして、1から4を合わせまして5つの項目についてをお伺いいたします。

次に6、市長への調査請求に対する確認についてであります。

本件については、平成21年2月11日朝日新聞で読みましたが、今回の調査請求の代表となった木村徳二さんは、指摘した内容をきちんと説明してほしいと話している記事がありました。平成21年6月1日付、常陸太田市長よりの調査報告書が常陸太田市議会議長あてに送付を受け、各議会議員に配付されましたので、内容を精査して疑義事項と調査をしていない事項についてを確認する意味から市長にお伺いをいたします。

1つ、調査報告書の疑義事項について。調査請求書では、疑義内容として5つの項目を指摘して各項目の疑義の根拠を説明していたが、大久保市長からの調査報告では、3つの項目として処理され、「違反する行為は認められないと判断する」との結論を出している。また、調査請求書の項目から見ると、数字的に2つの項目が報告されていないと判断するものでありますが、その真意は何か伺います。2つ、調査報告書の中で、文言が抽象的であり、判断基準としてはあいまいだというご指摘もあります。この件につきまして、本件は調査報告書の判断に至った理由の中で、前述のとおり指摘をしていることは、文言を修正または訂正を要請していると判断できますが、お伺いをいたします。3つ、調査漏れの2つの項目の報告対応についてをお伺いいたします。

次に7番、学校教育への要求の肥大化に伴う生徒と教員のかかわり方について。この項目につきまして2つをお伺いいたします。

1つ、今、学校の教員が教育に専念できる環境づくりが求められております。昨年3月には、小学校及び中学校の新しい学習指導要綱が公表されたと記憶をしております。これによって、具体的には小中学校とも週当たり1時間程度の授業時間が増えます。さらに、現在の学校教育には個々の子どもたちの理解や習熟に応じたきめ細かな指導の充実、努力、勤労観、職業観の育成、環境教育、伝統や文化に関する教育、体験活動の充実など多岐にわたった要請があると言われております。こうした中で、子どもや保護者の満足度を向上させるには、教員が子どもと向き合っただけで教育に専念する時間を十分に確保することが何よりも、さらに挙げれば、事務事業の増大や最近のモンスターペアレントへの対応など、想定外の問題も出てきております。ますます多忙となっている現状について教育長にお伺いをいたします。

2つ、当市教育委員会からの要請では、上位機関からのアンケート等、ほかの調査資料を提示して、期限つきを指示して、時間外の件は増加せずに年間の規定内で完了させてほしいという指示については、非常に現場としては厳しいというふうに話も聞いておりますが、この件に関しても教育長にお伺いをいたします。

次に、教育費の未納問題の対応について2つをお伺いいたします。

授業料や教育費、卒業アルバム代金などの未納問題が問われております。これらは保護者の経済状況にかかわる問題で、学校としても子どもたちには罪はないと思うのですが、未納を放置し

ておけばその子どもたちとの不公平を生むなどの別の問題が生じてしまいます。可能な限り未納を減らすために学校はどのように考えればよいのでしょうかと、新任教員の悩みを打ち明けられました。当市の現状につきまして教育長にお伺いいたします。

2つ、私、以前にもお伺いしましたが、そのときには中学生徒に一部あるが、それは解決の方向にあると伺っておりましたので、それはそれで結構でございますが、年度末、5月を過ぎた今日、離職者の増大も話題になっているところから、当市の実情についてをお伺いをいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 政治倫理条例に基づきます調査請求にかかわる報告書の内容についての確認質問ということで、議員さんからご発言がございました。ご答弁を申し上げます前に、議員発言の中に、この調査報告書に関して「市長からの調査報告書」という発言がございましたが、正確を期しますために「政治倫理審査会からの報告書を市長が送付をした」ということでございますので、確認をしていただきたいというふうに思います。

そのことを申し上げまして、まず1点目のお尋ねでございますが、今回の政治倫理条例の調査対象となります調査請求の疑義事項につきましては、すべて審査報告を受けているものと認識をいたしております。議員お尋ねのように2項目について漏れているんじゃないかというご指摘がございましたが、その1件は政治倫理条例の対象外となるもの、もう1件につきましては要望事項でありまして、これについては審査会の権限外の事項ということで、2件は除かれておることとはご承知のとおりでございます。

次に、2点目につきまして、政治倫理条例の中の文言が抽象的であり、判断基準としてあいまいのためという指摘について、この文言訂正、修正についてどう考えるかということでございますが、ご案内のとおり、政治倫理条例につきましては、議員さんが自ら政治倫理の遵守という機運の醸成によりまして、議員提案により制定されたものでございます。制定に当たりましては、政治倫理調査特別委員会を設置いたしまして、内容について精査を重ねられたわけでありまして、その内容の改正等につきましては、議員各位のご判断にお任せをするのが筋だというふうに考えております。

次の調査漏れの2つの項目の報告対応につきましては、先ほど申し上げましたとおり、疑義につきましてはすべて報告されておまして、調査漏れがあったとは認識しておりません。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 総務部関連のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、平成20年度税収の動向についてお答えいたします。

平成20年度市税の当初予算は、55億5,165万5,000円を計上いたしました。年度内に個人市民税、固定資産税について増収が見込まれたことから、本年3月議会において1億2,33

9万5,000円を増額補正し、市税総額を56億7,505万円といたしました。決算ベースでは57億6,727万9,000円となり、予算額に対し9,222万9,000円上回ることとなります。

主な税目別では、予算額に対し個人市民税が5,028万3,000円上回ります。その要因といたしましては、個人市民税が課税所得の伸びにより4,075万3,000円の増、法人市民税が大変厳しい景気のご状況でございますけれども、工業団地内の法人の法人税割額の増加により953万円の増によるものでございます。

固定資産税につきましては、予算額に対し3,707万3,000円上回ることとなります。その要因といたしましては、償却資産において、景気悪化の影響により新規設備投資が減少すると見込んでおりましたけれども、工業団地内の企業等に設備の投資があったことが挙げられます。

たばこ税につきましては、予算額に対し354万4,000円の減収となります。その要因といたしましては、近年の禁煙志向の影響によるものと考えられます。

続きまして、平成21年度税収の動向についてでございます。

市税全体では、当初予算を54億9,639万9,000円とし、前年度に比べまして5,525万6,000円、1.0%の減額といたしました。要因を申し上げますと、市税においては、個人市民税の収入歩合を過去の実績を勘案しまして、97%から98%に引き上げましたこと等により、7,208万3,000円の増を見込んだものの、法人市民税につきましては、1,414万3,000円の減としたところでございます。これは、全国的な経済状況により大手法人の法人税額が減少傾向にございまして、中小法人も横ばい、あるいは減少傾向にあることから減額としたものでございます。

また、固定資産税につきましても、8,769万7,000円の減額といたしました。これにつきましては、評価がえにより平成19年度以前に建てられた家屋の評価額の減や、景気の悪化による償却資産の新規設備投資が見込めない状況等から減額としたものでございます。たばこ税につきましても禁煙志向を勘案し、平成20年度の実績見込みから1,402万3,000円減額したものでございます。

厳しい社会情勢の中、年度内における税収の減も懸念されるところでございますけれども、自主財源の確保に向け、納税相談や口座振替の推進等を図りながら、市税収入の確保に努力してまいりたいと考えてございます。

次に、本市職員の勤務時間管理と人件費についてでございます。

職員への服務規律の遵守及び綱紀肅正につきましては、勤務時間の適切な運用管理を含めて、これまでも行政経営会議などにおける日常的な注意喚起や、夏季及び年末年始に定期的に職員の綱紀肅正並びに服務規律の確保を求める通知を発信し、全職員へ周知徹底しているところでございます。議員ご発言の勤務時間中における諸行為につきましては、金融機関等へは所管する団体の経理事務のため出入りすることもあるかと思えます。また、喫煙等による離席が業務遂行に影響を及ぼし、即その行為が職務に専念する義務を著しく逸脱した行為と判断することは難しいところもございます。今後につきましては、職員としての自覚のもと、その行為が市民に疑念を

抱かせることのないよう、さらなる注意喚起及び指導監督を図ってまいりたいと考えております。

次に、本市公共事業入札申告時の対応についてでございます。

まず1点目の、どうして発生したのかということでございますが、これにつきましては、申請における確認漏れでございました。事業者名につきましては立原議員さんも調査請求者に加わっておりますので、議員さんご承知のことと存じます。

2点目の、平成19年度の参加資格申請時には、資格の有無確認をしていたのかどうかということでございますが、該当事業者の平成19年度の競争入札参加資格申請書では、申請書への記載どおりに受理をして名簿登録をしております、物品調達の契約事務に関する規定によります営業に必要な許可等を得たことを証明する書類の添付の分は確認しておりませんでした。このことが先ほどお答え申し上げました発生した原因でございます。

それから、当該バス事業者が旅行業法に基づく登録手続きを行っているか等の確認は、教育委員会では行っておりませんでした。このことは平成19年度当時の小中学校におけるバスの借り上げにつきまして、各学校がバス事業者に直接依頼する方法をとっており、そのことによってバス借り上げ業務が遂行されたため、その対価として借り上げ料を支払ったということに結びついたものでございます。

支払った借り上げ料及び責任の所在についてでございますけれども、市規定による資格証明書の添付の確認や市審査並びに法に定められた資格の確認を怠ったことはまことに遺憾であると存じます。

なお、これらに対する今後の対応につきましては、顧問弁護士等の意見を聞きながら、適切に対処してまいります。

議会開会中の控室での職員の待機につきましては、議員の質疑に対する的確、迅速に対応するため、関連資料等を持参しまして関係課長等が待機しております。また、この待機につきましては、議会における一般質問や議案等の質疑応答状況を直接聞くことによりまして、現状での問題点、課題などを把握することができる有意義なものであると考えております。待機する職員数につきましては、上程しました議案数などにより異なります。なお、待機している時間は関連する事案の審議等が行われている時間のみでございます。終了後は業務に戻っております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 都市計画推進の動向についてお答えいたします。

まず、開発事業者等の調査の実情の現状についてでございます。国道349号バイパス沿道の地権者宅に各種のアンケート等、問い合わせが入っているとのことでございますが、この件につきましては、市は一切関与しておりませんので、現状につきましては把握してございません。

次に、今後の動向についてでございます。国道349号バイパス沿道地区につきましては、今年3月、見直し、策定しました都市計画マスタープランにおいて、地区計画等の制度活用により市街化を図る区域に位置づけ、都市サービスの向上を図る地区としてございます。今後、この地区

を開発するには地区計画を策定することになりますが、策定に当たりましては、地権者の方々、事業予定者、関係機関等、開発計画や農振農用地の除外、農地転用許可などについて十分な協議調整を行う必要があると考えております。

議長（黒沢義久君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 学校教育への要求の肥大化に伴う生徒と教員のかかわり方についてお答えいたします。

県におきましては昨年度、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、教員1,000人に対しアンケート調査を行いました。そのアンケートの結果によりますと、95%の教員が多忙感を持っており、特に調査報告書の作成、会計処理の業務に忙しさを感じております。その結果を踏まえ、県教育委員会では、教員の業務の負担を軽減させることにより、教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、小中学校における教育活動を充実させるために、小中学校教員の業務の軽量化に向けた改善策を、市町村教育委員会を初め、学校に対し、本年1月に提示したところでございます。この改善策では、調査報告書の作成、会計の処理、出張を伴う会議、作品募集等改善に必要な11の業務について、県、市町村、学校、教育関係団体がそれぞれ業務の軽量化に向けて本年度から取り組みを始めたところでございます。

本市の取り組みとしましては、調査報告については、市教育委員会が対応できるものは市教育委員会に対応すること。給食費等の未納者への対応は、学級担任以外の者が行うこと。絵画やポスターなどの作品等の応募については、校内審査を経ないで児童生徒の制作したものをそのまま応募すること。対応に苦慮する保護者への対応には積極的に市教育委員会がかかわり、学校と連携した対応をすることなど、できるところから取り組みを始めたところです。今後ともこのような取り組みを通して、特に担任をしている教員の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保して教育活動が充実するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、期限付きのアンケート調査や報告書等の提出でございますが、市教育委員会としましては、学校の負担軽減を考え、市教育委員会が所有し活用できるデータなどについては、再度学校に求めないようにするとともに、調査の必要な提出物については、できるだけ提出期限に余裕を持たせて対応してまいります。

次に、教育費等の未納問題への対応についてお答えいたします。

学校で保護者から直接徴収をしているのは、学校給食費や教材費、卒業アルバム代等があり、平成20年度分の未納者は、小中学校合わせて学校給食費が26人（小学校19人、中学校7人）、教材費が3人（中学校3人）、卒業アルバム代が2人（中学校2人）、修学旅行費が4人（中学校4人）、校外活動費が1人（中学校1人）となっております。

これら未納者への学校の対応といたしましては、保護者への電話や家庭訪問により納入をお願いしております。また、郵送の場合は保護者あての封筒に請求書を入れ、封緘した物を児童生徒に渡すなど、未納していることが児童生徒にわからないよう細心の配慮をしております。また、教育委員会では、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品

費，通学費，学校給食費等の就学援助費を支給しております。特に学校給食費，修学旅行費，校外活動費，遠距離通学者の交通費は全額支給しており，学用品費につきましても他市と同額の単価で支給しております。

今後とも就学援助制度について保護者に周知を図り，この制度を活用していただきたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 22番立原正一君。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 2回目の質問に入ります。ただいま8項目につきまして，担当部局より説明いただきましてありがとうございました。一つ一つ入っていきたいと思っております。

まず，1番でございますが，税収の件につきまして，20年度につきましてはプラス傾向にあるということでございますので，全体的には各自治体とも結果としてはまだわからないだろうと思っておりますが，当市の現状を聞かされたので，20年度につきましては理解をいたします。

そこで，2つ目の21年度の収入でございますが，これにつきましては本年度の予算にも出ているとおりであります。当市はいつの議会におきましても，まず税収面で大変困っているんだというふうなことが行政のほうから話があります。だとすれば税収を上げるということについて考えなければなりません。

それで1点ちょっとお伺いいたしますが，税収を上げることにつきまして，当市では専門機構をお願いをしているかなというふうに理解をしているわけでございますが，そのときに，まず元金だけを取っているものなのか，延滞金等の利子そのものも取っているのか，その辺のところをお伺いしたいんです。それは何かといいますと，未納になっている方の場合には，納めたくても納められないというふうなことだと思うんです。まあ，ほかの方もおりますが，納税できない人に金利までかけては，ますます未納の要因になってしまうだろうということから確認をするわけでございます。

次，2点目でございますが，税収は滞納整理も必要だと思います。しかし，私はいつも申し上げますように，お金が入ること，歳入が入ること，これは当市は基幹産業が主力でございますから，基幹産業の活性をすることによりまして，そこから収入が得られるとは思いますが，そのようなところについて，最近では農政部門のことを聞きますと，何か最近新しい動きをしているということをお伺いしておりますものから，その辺のところをまずお伺いしたいと思っております。

次に，3番の職員の勤務時間と人件費についてでございますが，これにつきまして，私のところにご所見をいただいた方に感謝を申し上げますわけでございますが，書面でいただいております。これはA4サイズで2枚でいただいているんです。こちらにはたくさんあります。でも，私が2つ挙げたのは，その方からのこういうご所見でございます。この方は決して悪いというふうなことを指摘しているんじゃないでしょうし，やはり税収がない，それからこの第2条でも申し上げましたように，職員の質の問題，根本基準にはこういうものがあるんですよということをもっとここで見直しをしていただきたいなという温かい心の中で，こういうふうなお話を私のところに

持ってきたのかなと思っております。そういうところを考えまして、今、総務部長からいろいろ定期的にやっていますよというお話ではございますが、それについて現にこういうことがある。それで、銀行に行っている者につきましては、業務上で行っているんじゃないかというふうなことも述べられております。それは私は見ているわけじゃございませんが、業務で行っているときには、カードを使うのかなと思いますけど、私はカウンターのほうに行っているいろいろ何かやるのかと思うんですが、その辺のところもちょっと疑念を持つところでございますので、もう少し詳細にその辺の説明をお願いしたいと思っております。

それから2つ目の議会開催時、これにつきましても私のところにこれをいただいた方は切にそう思っているんです。で、言っておりますのは、ここにありますように、派遣労働者がたくさんこれで雇用できるんじゃないかと、そういうところまでご所見としてご指導賜ったわけでありませう。この辺も含めまして、これは先ほど部長の中では、議会の中での質疑に対する答弁のところを的確に対応していくんだと。それから、そこにいて議会の動きについても勉強になるんだということでございますから、それはそのとおりかなと思っておったわけでございますが、ただ、私のところにそういうところを指摘されたのが出てきたものですから、その辺もあわせてお伺いしたわけでございます。この2つ目の議会については結構でございます。1つ目についての答弁をいただきたいと思っております。

それから4番目でございますが、当市の都市計画推進の動向でございますが、まず、開発業者の調査の実情の現状です。これについては、市はかかわっていないからという話がございます。かかわっていないのはそれでいいんですが、職員の中にはこういうことをよくご存じの職員もあるわけでありませう。したがって、全然市が手を出していないから関係ないんじゃないかと、実際に地権者として困っている。何がどうなっていくんだらうという不安感を持っているわけでありませう。そういうものにつきましては、市がかかわってなくても情報をつかめば、何らかの形で情報を発信すべきだらうと考えますが、その点もう一度お願いしたいと思っております。

それから、2つ目の今後の動向につきましては、マスタープランを基準に推進していくということでございますが、それは結構でございます。1つ目のほうを答弁をお願いしたいと思っております。

次に、5つ目でございますが、公共事業につきまして部長から答弁がございました。実際にそのものがご指摘されていることについては、これは間違いなくそのとおりであるというようにお認めになったわけでありませう。それで最後のほうの責任の所在につきましては、顧問弁護士とも相談をしていきたいというふうなことでございますから、それはそれでもって理解していきたいと思っております。

しかし、やはりこういうことが出たときには、これはあくまでも税を対象にお支払いしているわけですから、当然これはお金を払っちゃいかんというんじゃない、これはお金を払わなきゃならない。しかし、こういうことがわかったところで、行政の責任は多大だと私は思います。そこで、今それについては認めたと答弁があったようでございますから、だとすれば、これはやはり

住民に対して行政から何らかの形を作って動きをしていただきたい。住民への謝罪ですね。大久保市長さんは、常に住民への説明責任は大切だとおっしゃられておるわけですが、こういうことにつきましては、私も指摘していますように、これが営業事業中に問題が出たときには大変なことになったと思うんです。これは逆に事故が起きなかったことに対して私は胸をなでおろしているわけですから、それは過ぎたことですから、その辺は気づいた時点で対応していただきたい。市民に対する謝罪の件につきましてご答弁をいただきたい。

それから、6番でございますが、市長からいただきました件につきまして、これは議長に相談をさせていただきます、それは訂正させていただきたいと思っております。

それで、これにつきましては、私は市長にお願いしたのは、市長に出した、その結果、市長から議長に結果報告があって、それが各議員に配付された、そういうものを見たところでこうだというふうなことで言っておりますものですから、決して市長の答弁に対して私は異議を申し立てるわけじゃございませんが、ただその中で感じていただきたいものは、3つ目の調査漏れにつきまして、これについては対象外とか、それから要望事項ということでございますから、だとすれば、市長がこの請求代表の方等に、そういう市長の考え方を書いてご提出するべきだと考えますが、その点を確認させていただきたいと思っております、もう一度答弁をいただきたいと思っております。

この2点の件については対象外というようなことで済まされるものじゃない。これは前の5番にも関係するわけですから、これは重大な問題でありますから、この件、3つの項目のところについて市長に再度答弁いただきたい。

それから7番でございますが、教育長さんからいろいろご説明いただきましてありがとうございます。今、教育長からもお話が出ていまして、1,000人からのアンケート結果で、95%がまず多忙であると申されたと報告されましたから、これは確かにここに話されてありますように、今、先生方がほかの事業で、生徒と教員が向き合う時間が不足するというその原因になっているんだと思います。その中で改善策、11項目にわたりまして、今、解決について話し合いをしているということでございますから、この件につきましては静観をしていきたいと思っておりますが、学校現場についても、こういうことについてはる説明をしておいていただければありがたいというふうに要望しておきたいと思っております。

それから、この2つ目の教育委員会からの要請で話したこれについては、現場も忙しいところから、現場にはなるべく持ち込まないというようなご所見でございましたから、これは大変ありがたいと思っておりますので、こういうこともあわせて現場にお話をさせていただければありがたいと思っております。

次に、8の教育費の未納の問題でございますが、これにつきましてはご説明をいただきまして細かなことがわかりました。以前聞いたときよりも大分数字的に出てきているなというふうにご考えるわけですが、私は以前にも申し上げておるわけですが、今言われておりますのに、職がない、これは世界同時期に氷河期だというようなことが言われております。そういう中でいきますと、これは先月中旬ごろの報道だと思っておりますが、県内の生活保護受給者が1万8,217人。前年度比で10.8%、1割急増したというようなことが報道されております。こうい

うことを見ましたり、また、昨今のお母さん方の状況を見ますと、国政といたしましては、母子生活支援というものに対して補助金を非常にカットしている、そういうところが今問題にされておるわけですが、たくさんのお母さんが、子どものために、母子世帯の方では、まず85%の家庭でダブルワーク、トリプルワークをしているんだというようなことも言われております。非常に少ない財政状況の中でお母さんが子どものために頑張っているというようなことを見ますと、私たち行政側といたしましても何らかの手を打たなければならんだろうと、これは切に考えるわけでありまして。そこで、子どもたちのために、やっぱり親たちがやる気があるか否か、それは関係なくして、やはり行政としては手を差し伸べていただきたい。そういうふうなことを切にお願いするわけですので、そういうところについて、もう一步踏み込んで教育長に力のあるご所見をいただければありがたいと思っておりますので、お願いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 2回目の政治倫理審査に関するご質問にお答えをしたいと思います。

条例に基づきましてすべての処理をするということが、ただいま現在では公平、公正な処置だというふうに考えております。したがって、審査会におきまして倫理条例の対象外、あるいは権限外としたものにつきまして、請求者に対しての処理につきましても、条例に基づき処理をした次第でございます。

議長（黒沢義久君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 2回目のご質問にお答えを申し上げます。

まず、平成21年度税収の動向についてでございます。税収の向上の対策でございますけれども、その中で茨城県租税債権管理機構のご質問がございました。茨城県租税債権管理機構での滞納整理でございますけれども、税法どおりの対応をしておりますので、延滞金も徴収しております。

次に、本市職員の勤務時間管理と人件費についてでございます。銀行への出入りの具体例というご質問でございました。これにつきましては、例えば、12時から1時までの昼休みにつきましては職員が交代制で勤務をしております。この勤務明け、つまり1時以降に私的用事で銀行等へ行く場合もあるかと存じます。そのようにさまざまなケースが考えられますので、これらの要件を一つ一つチェックすることは現在のところ難しいと考えております。

いずれにしましても、市職員につきましてはすべて地方公務員法の適用を受けておりまして、この法律においてサービスの根本基準、あるいは職務に専念する義務などが規定されております。先ほどお答え申し上げましたように、今後につきましても職員としての自覚のもと、その行為が市民に疑念を抱かせることのないよう、さらに指導監督を図ってまいりたいと考えております。

次に、本市公共事業入札申告時の対応についてでございます。平成20年度以降の工事、物品、役務の申請の際には、資格証明書の添付をさせ、その確認をしております。関係者には問題点を

明らかにし、改善など今後の対応について措置してございまして、バス借り上げ料につきましては20年度より改善して執行しております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 農政の新しい動きはとのご質問にお答えいたします。

朝市などの地産地消事業の推進を初め、都市との交流事業、あるいは農業における作業受委託の推進、また、新規就農者の定住支援事業などの推進などを図りまして、所得の増加が図られますよう努力をしているところであります。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 都市計画推進の動向についての2回目のご質問にお答えいたします。

開発事業者等の調査の実情の現状についてでございますが、この中で、現在、地権者等が開発事業者等のアンケート等の問い合わせがあり不安を持っているということでございまして、情報発信をしたらどうかという提案がございましたが、現段階では開発業者が単独で行動していることから、逆に今の段階で市民の皆様への情報を発信することは不安をあおることにもなりかねないと考えてございます。市といたしましては、開発業者から正式な提案と正確な情報を得てから市民の皆様には情報を発信していきたいと考えてございます。

議長（黒沢義久君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 再度のご質問にお答えいたします。

昨年度の未納者の中には、本年度になって就学援助制度を活用されたご家庭もございまして。この制度は年度途中でも申請できるようになっておりますので、この制度について勧め、児童生徒が安心して学校生活を送れるようにしてまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 22番立原正一君。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 3回目の質疑に入ります。ただいま2回目の再質問に対しましてご答弁いただきまして、まずはありがとうございました。

まず、今の税収の件につきましては一応理解します。

3番でございますが、これにつきまして、まず、勤務体制の中で交代になったというところからの動きもあるだろうというようなこともお話いただきまして、その辺のところを確かな角度で見ているということに対して非常に難しいというようなこともございました。確かにそういうことはあるかと思いますが、私のところに情報を入れてきた方のお話は、どこまでこの方が見ているかというようなことは私もわかりませんが、ただ、銀行等につきましてはそのようなこともうかがわれるわけでございますが、売店等につきましては、時間外でありましてビニール袋をぶ

ら下げて出ていくというような状況といいますか、そういうところを見るのが多々あるわけがあります。そういうところを見ますと、やはり一生懸命総務部長がお話をしているわけですが、それが末端まで、どこまで浸透しているかというようなことが疑問になるというふうなことでありますので、その辺これからそういう指摘が出ているというようなことを念頭に置いていただきまして、さらに指導を徹底していただくほかないのかなと思っております。それは一応要望としておきます。

次に、都市計画の件でございますが、確かに建設部長がおっしゃるとおり、情報発信すべきじゃないかというようなことはいろんな問題もあるでしょう。しかし、正式にそういうのができないという話はわかりますが、そういう動きがあるというようなことがわかれば、逆に行政のほうからもその辺の事実がどうなっているのかくらいはつかんでいただいて、情報として持っていて、そういうお話が出たときには話ができるようにしておくべきだろうなど考えるわけでございます。一応常陸太田市の349号バイパスにつきましては、今、本来の地権者が、土地があるにもかかわらず大分名前が変わっているというような状況も聞いておりますが、行政として関知しないと言えればそれまでかもしれませんが、そういうことがあるということでございますので、やはり適切な対応ができるような情報は確保していただきたいというようなことをお話し申し上げたいと思っておりますが、その点を建設部長に最後にご答弁いただきたい。

それから、公共事業のところでございますが、これについて物品のところをやっていたということで、改善策といたしましては20年度からやっている。確かに20年度、21年度のそういう資料を見ますと立派な資料ができております。それは理解をいたしますが、少なくとも20年、21年度がやっていたからというようなことではなくて、本当は、これは当然大切なお金を使っただけの事業をするわけでありまして、そういうところはその以前から行政としてはやっているべきだろうと思っております。やっているべきがやっていなかったというようなことでございますので、これに対してさらに言っても意味がないと思われるかもしれませんが、そうはいかないかと考えています。それはそれで20年度から正しくやっていますというふうなことでありますし、私もそういう処理を見ておりますからこれは結構でございます。

それから6番でございますが、市長が、第三機関というのかどうかですけれども、そちらのほうでやったものですからということでございますから、それはそのように出てくるだろうなということでシミュレーションはしておりました。そのとおりで、私はそれに対して申し上げませんが、ただ、やはり1つここで問題が出ておりますように、大きな問題を犯しているというようなことが出ていますわけでありまして、その辺ぐらいはやはり市長として言うべきだろうと考えているからお話し申し上げたわけでありまして、市長はあくまでもそちらのほうにゆだねてありますから、それはそのとおりだと思いますので、これは別に機会を作ってさらにやっていきたいと思っておりますので、これは結構でございます。

7、8につきまして、ただいま教育長からご説明いただきましたが、具体的にどうということが理解できなかったと思っておりますが、ただ、私はこの8番のところに行きますと、生徒の未納問題につきましては、こういう発端というのは、保護者の価値観とかが多様化されております。それ

から、多くはやはり保護者の貧困、これが発端になっていると思うんですね。これは決して保護者が悪いわけじゃなくして、社会の実情そのものに問題があるんだろうなと思っております。そこで、言われておりますのが児童の権利です。これは児童の権利に関する条例というのがあります。ここでは保護者の財産の事情、貧困を理由に子どもが差別されることは許されないというように完全に述べられているわけであります。そういうところを見まして、やはり我々行政に関係している者とすれば、子どもに対しては、少なくとも義務教育の時代というのは非常に青春時代も真っ盛りだと思いますから、そういうときにはよき思い出を残して、さらなる上の勉学にいそしめるようにやってやらなければならないんだと思います。

そこで、中に教育関係者についても厳しいことが言われております。教育関係者は可能な限り子どもの学習権と人権を保障すべく知恵を絞らなければなりませんというようなことを言われております。現場は、今、子どもと接する時間もない。それで裏にはこういうふうなことまであるということになりますと、非常に苦しんでいるわけです。この辺のところを教育長に、現状として、どういうふうなことが言われておって、やらなければならないことはどんなことだということをも具体的に何かご説明いただければと思っておりますが、大変恐縮でございますが、その辺をお二人の方に再度質問いたしまして私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長(富田広美君) 都市計画推進の動向についての3回目のご質問にお答えいたします。

開発業者の動きでございますが、実際何が行われているか等の情報につきましては、収集に努めまして、適切に対処してまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長(中原一博君) 児童生徒の教育の機会均等につきましては、保障されなければならないことについて、これはだれにとっても否定できないものでございます。児童生徒が経済的な困窮によって学校に行けないとか、あるいは人からいじめを受けるといったようなことはあってはならないと思っております。児童生徒にとって、本当に学校が健やかに健全に成長する場であり、楽しい場であらなければならないと思っております。今後とも子どもたちを取り巻く教員、あるいは学校、保護者が子どもたちを温かい目で見守ってその成長を保障していきたいと、そのように考えております。